

不服申立て事案答申第 295 号

不服申立て事案諮問第 316 号及び第 322 号

件名：運転免許証の写し等の不開示(不存在)決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 9 月 17 日及び同年 10 月 4 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 9 月 30 日及び同年 10 月 18 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 諮問第 316 号

ア 本件処分（316）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 9 月 17 日、審査請求人は愛知県警察本部（以下「県警本部」という。）において、保有個人情報の開示を求める請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

令和 6 年 9 月 4 日、A 署 B 警務係長は住民サービス課へ私の運転免許証の写しを送信したとのこと。

送信された内容の開示を求めます。

（請求日現在住民サービス課で管理しているもの）

と記載されていた。

b 本件開示請求（316）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（316）の対象となる保有個人情報は、令和 6 年 9

月4日にA署において、保有個人情報開示請求を受けた際、審査請求人に係る運転免許証の写しの電子データをA署から県警本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）へ電子メールで送信したものである。

その受信状況について確認したところ、住民サービス課においては、A署から送信されたデータの内容を、受信したコンピューター端末の画面上で確認したのみで、印字はしなかった。

画面での確認の後、運転免許証の画像データは、メールデータと共に削除している。

そして、愛知県警察個人情報保護関係事務取扱要綱の制定（令和5年3月30日付け務住発甲第77号）には、「開示請求に係る事務処理について、開示請求をしようとする来庁者が本人、法定代理人又は任意代理人のいずれかに該当するかを確認する。」と定められているところ、そもそも本人確認書類を保存する定めはない。

よって、審査請求人が開示を求める保有個人情報は保存されておらず、存在しないことが確認された。

c 本件処分（316）

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

(1) 本件処分（316）の理由

本件保有個人情報については、(ア) bのとおり、取得後、即時廃棄されたため、保有していないものであり、本件保有個人情報を保管する定めもない。

そして、法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「A署B警務係長は送信したとのこと。それをただちに廃棄することはない。」旨主張している。

しかしながら、住民サービス課においては、「送信された内容」のデータが直ちに廃棄されていることは明らかであり、審査請求人の主張は失当である。

(2) 諮問第322号

ア 本件処分（322）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 10 月 4 日、審査請求人は県警本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、

令和 6 年 9 月 4 日 A 署 B 警務係長は住民サービス課へ私の運転免許証の写しを送信したとのこと。

ところが、その保有個人情報は廃棄したとのことであるので、

① いつ廃棄したのか

② どのような形で廃棄したのかわかる文書

と記載されていた（以下、この開示請求のことを「本件開示請求（322）」という。）。

b 本件開示請求（322）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（322）に係る保有個人情報について調査を行ったところ、

- ・ 令和 6 年 9 月 4 日、審査請求人が、A 署において保有個人情報開示請求を行った際、A 署の警察官が、本人確認のため本件電子データを、住民サービス課へ、電子メールで送信した。

- ・ 本件電子データを受信した住民サービス課においては、同課職員により画面上に表示させ、印字することなく、メールアドレスとともに削除した。

- ・ また、住民サービス課において、いつ、どのような形で本件電子データを削除したかに関する文書（以下「本件保有個人情報」という。）は作成しなかった。

ということを確認した。

また、愛知県警察個人情報保護関係事務取扱要綱の制定（令和 5 年 3 月 30 日付け務住発甲第 77 号）には、「開示請求に係る事務処理について、開示請求をしようとする来庁者が本人、法定代理人又は任意代理人のいずれかに該当するかを確認する。」と定められているところ、そもそも本人確認書類を保存する定めはない。

よって、本件開示請求（322）にかかる保有個人情報が存在しないことを確認した。

c 本件処分（322）

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

(1) 本件処分の理由

本件保有個人情報については、(ア) b のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、運転免許証の写しを廃棄したのであれば、いつ廃棄したのか、どのような形で廃棄したのかわかる文書が存在するはずである旨主張している。

しかしながら、上述のとおり、本件保有個人情報は作成されておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

4 諮問案件の併合について

諮問第 316 号及び第 322 号はいずれも同じ処分庁による不開示決定であり、審査請求人は、これらの決定に対して同趣旨の審査請求を提起していることから、当審議会は効率的な審議を行うため、これら 2 件の諮問を併合して審議を行い、答申をすることとした。

5 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が A 署において令和 6 年 9 月 4 日に保有個人情報開示請求を行った際、A 署が住民サービス課に電子メールで送信した審査請求人に係る運転免許証の写しのデータ及び当該データをいつどのような形で廃棄したか分かる文書であって、別記に掲げる保有個人情報である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、審査請求人に係る運転免許証の写しのデータの受信状況について確認したところ、住民サービス課においては、A 署から送信されたデータの内容を、受信したコンピューター端末の画面上で確認したのみで、印字はせず、画面での確認の後、当該データをメールデータと共に削除しているとのことである。また、当該データをいつどのような形で削除したかに関する文書は作成していないとのことである。

当審議会において、保有個人情報開示請求に係る事務処理の方法等について定めた愛知県警察個人情報保護関係事務取扱要綱を確認したところ、開示請求者の本人確認が必要である旨は定められているが、提出された本人確認書類を保存する定めや、同書類の廃棄に関する記録を作成する定めはないことが認められた。

これらのことからすれば、諮問第 316 号及び第 322 号に係る本件請求対

象保有個人情報には存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

諮問第 316 号

令和 6 年 9 月 4 日、A 署 B 警務係長は住民サービス課へ私の運転免許証の写しを送信したとのこと。

送信された内容の開示を求めます。

(請求日現在住民サービス課で管理しているもの)

諮問第 322 号

令和 6 年 9 月 4 日 A 署 B 警務係長は住民サービス課へ私の運転免許証の写しを送信したとのこと。

ところが、その保有個人情報は廃棄したとのことであるので、

①いつ廃棄したのか

②どのような形で廃棄したのかわかる文書

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 12. 13	諮問第 316 号 諮問 (弁明書の写しを添付)
7. 1. 21	諮問第 322 号 諮問 (弁明書の写しを添付)
7. 9. 18 (第 253 回審議会)	審議
8. 2. 24 (第 258 回審議会)	審議
8. 3. 17 (第 259 回審議会)	審議
8. 4. 27	答申